

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きに當る日は、
翌日が休日である場合)

あつたので、同条第二項の規定により告示する。
この町及び字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による上米積地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 鴻 三

目 次

◆告 示 町等の区域の変更

町の区域の変更等

字の区域の変更等

土地改良法による換地処分（二件）

土地区画整理事業の終了の認可（五件）

土地区画整理法による換地処分

告 示

鳥取県告示第三百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出が

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和五十四年十一月一日現在の地番による。）
上米積字宮ノ峯	上米積字宮ノ峯の全域、下福田字コワ田七の一並びに下福田字下小垣五一の一、五一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
下福田字下小垣	下福田字下小垣のうち三七の一部、三八の一部、三九の一部、三九の二の一部、四〇の一部、四三の二の一部、五一の一、五一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、下福田字コワ田八の三、八の四及び九の二並びに下福田字阿彌大寺九八と一体をなす国有地の一部
下福田字阿彌大寺	下福田字阿彌大寺のうち九八及び一〇五の一〇と一体をなす国有地の一部以外の区域、下福田字下小垣三七の一部、三八の一部、三九の一の一部、三九の二の一部、四〇の一
下福田字コワ田	下福田字コワ田のうち七の一、八の三、八の四及び九の一部以外の区域

部、四三の二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに下福田字上小垣一六の一の一部

下福田字上小垣
下福田字上小垣のうち一六の一の一部以外の区域及び下福田字阿彌大寺一〇五の一〇と一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第三百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二百三条第四項後段の規定による美津土地区画整理事業（第二工区）の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平林鴻三

町区域を変更する 町及び字の名称	同上の区域（昭和五十五年九月三十日現在の地番による。）
---------------------	-----------------------------

美萩野三丁目
美萩野三丁目の全域、三津字鳥打場ノ一 五三九から五

三津字鳥打場ノ一	三津字鳥打場ノ一のうち五三九から五四四まで、五四六、五四七、五五〇の一、五五〇の二、五八七、五八九の一、五八九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三津字西傍示ノ壱	三津字東澤二のうち五九〇の二から五九〇の五まで及び三津字西傍示ノ壱のうち九九一の三及び九九三の三の区域

廃止する字の名称	三津字鳥打場の二及び三津字東澤一

鳥取県告示第三百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大栄町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九

十五号) 第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下種地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大字下種字管ゲ 谷口 内	大字下種字坪ノ 内	大字下種字管ゲ 谷口のうち二二五の二以外の区域	同上の区域(昭和五十五年十一月一日現在の地番による。)	字区域を変更する 字の名称
大字下種字河原田二七九の一の一部、二八〇の一部、二八一の一部、二八二及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字下種字河原田二七九の一の一部、二八〇の一部、二八一の一部、二八二及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字下種字河原田二七九の一の二、二七一の二、二七五の二、二七六の二、二七七の二、二七九の二、二八〇の二、二八一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字下種字河原田二七九の一の二、二七一の二、二七五の二、二七六の二、二七七の二、二七八の二、二七九の二、二八〇の二、二八一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字下種字河原田二七九の一の二、二七一の二、二七五の二、二七六の二、二七七の二、二七八の二、二七九の二、二八〇の二、二八一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字下種字法大寺	大字下種字法大寺ノ内	大字下種字法大寺ノ内	大字下種字法大寺ノ前	大字下種字法大寺ノ前
大字下種字法大寺	大字下種字法大寺	大字下種字法大寺	大字下種字法大寺	大字下種字法大寺

大字下種字井尻 寺	大字下種字井尻 寺	大字下種字井尻 寺	大字下種字井尻 寺	大字下種字井尻 寺
大字下種字井尻のうち三〇九の一の一部、三一〇の一の二まで、一六二の一、一六二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字下種字井尻のうち三〇九の一の一部、三一〇の一の二まで、一六二の一、一六二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字下種字井尻のうち三〇九の一の一部、三一〇の一の二まで、一六二の一、一六二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字下種字井尻のうち三〇九の一の一部、三一〇の一の二まで、一六二の一、一六二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字下種字井尻のうち三〇九の一の一部、三一〇の一の二まで、一六二の一、一六二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字下種字狸橋	大字下種字狸橋のうち三六九の一部、三七〇の一部、三七三の一、三七三の二の一部、三七三の五の一部、三七四の一の一部、三七四の四の一部、三七四の六の一部、三七五の一の一部、三七五の二、三七六の一の一部、三七七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字下種字上狸橋四一五と一体をなす国有地の一部
大字下種字上狸橋	大字下種字上狸橋四一六、四一七の一から四一七の三まで、四一八の一から四一八の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字下種字東ヒズ	大字下種字東ヒズへのうち三七八の一部、三八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字下種字狸橋三六九の一部、三七三の一、三七三の二の一部、三七四の一の一部、三七四の四の一部、三七四の六の一部、三七五の一の一部、三七五の二、三七六の一の一部、三七七及びこれらと一体をなす国有地
田	大字下種字壱町

大字上種字長地	大字上種字長地田のうち四二四の一部、四二七の一部、四二八の一の一部、四二九の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
田	大字下種字西河原田、大字下種字下松垣、大字下種字上松垣及び大字下種字上木ヶ坪
鳥取県告示第三百九十九号	
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市から同市が行う土地改良事業に係る上米積地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告	

示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

協同組合鳥取鉄工センター 理事長 金田裕夫
米村勇吉 山根四郎

大石賀寿雄

鳥取県告示第三百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、大栄町から同町が行う土地改良事業に係る下種地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

二 事業施行期間
昭和四十九年十二月十七日から昭和五十二年三月三十日まで
三 施行地区

鳥取市津ノ井字五反田、字柄添、字荒田及び字上遠沖の各一部、東大路字長峯の一部、桂木字五反田、字大工田、字上一ツ橋、字一ツ橋及び字上五反田の全部並びに字外砂田、字橋詰、字会地向、字西ヶ岡及び字四反田の各一部並びに船木字下樋詰、字上樋詰及び字沖の全部並びに字茶屋前及び字植松の各一部

鳥取県告示第三百九十二号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

四 土地区画整理事業の名称
津ノ井地区画整理事業
五 施行認可の年月日
昭和四十九年十二月十二日
六 終了認可の年月日
昭和五十六年四月十一日

一 施行者の氏名又は名称及び代表者の氏名

財団法人鳥取開発公社

理事長

金田裕夫

鳥取県告示第三百九十三号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。
昭和五十六年四月十七日
鳥取県知事 平 林 鴻 三
一 施行者の名称及び代表者の氏名 株式会社高力 代表取締役 高力重儀
二 事業施行期間 昭和四十八年七月六日から昭和四十九年三月三十一日まで
三 施行地区 倉吉市巖城字東屋敷、字開山、字下光源、字井手向、字細工畠及び字下前田の各一部
四 土地区画整理事業の名称 倉吉市巖城土地区画整理事業
五 施行認可の年月日 昭和四十八年七月一日
六 終了の認可の年月日 昭和五十六年四月十一日

鳥取県告示第三百九十五号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。
昭和五十六年四月十七日
鳥取県知事 平 林 鴻 三
一 施行者の名称及び代表者の氏名 鳥取県住宅供給公社 理事長 平林鴻三
二 事業施行期間 昭和五十年二月二十五日から昭和五十三年三月三十一日まで
三 施行地区 倉吉市馬場町字下奥田、字東馬場、字平ル林及び字道和寺並びに和田東町字向山の各一部
四 土地区画整理事業の名称 和田団地土地区画整理事業
五 施行認可の年月日 昭和五十年二月二十一日
六 終了の認可の年月日 昭和五十六年四月十一日

鳥取県告示第三百九十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県知事 平林鴻三

一 施行者の名称及び代表者の氏名
 鳥取市農協開発株式会社 代表取締役 加藤重蔵
 明徳産業有限会社 取締役社長 中尾信太郎

一 施行者の名称及び代表者の氏名

鳥取県住宅供給公社 理事長 平林鴻三

二 事業施行期間

昭和五十一年八月十七日から昭和五十四年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市吉成字下池田、字東土崎、字財ノ木及び字上池田の各一部

四 土地区画整理事業の名称

吉成団地土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和五十一年八月十二日

六 終了の認可の年月日

昭和五十六年四月十一日

一 施行者の名称及び代表者の氏名
 鳥取市農協開発株式会社 代表取締役 加藤重蔵
 明徳産業有限会社 取締役社長 中尾信太郎

二 事業施行期間

昭和五十二年三月十八日から昭和五十三年三月三十日まで

三 施行地区
 鳥取市雲山字川上、字捨井、字横屋田及び字細田の各一部

四 土地区画整理事業の名称
 雲山南土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和五十二年三月十四日

六 終了の認可の年月日

昭和五十六年四月十一日

鳥取県告示第三百九十六号

鳥取県告示第三百九十六号
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平林鴻三

三

鳥取県告示第三百九十七号

美津土地区画整理事業（第二工区）施行地区の宅地について、昭和五十六年四月一日換地処分を行つた旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平林鴻三

三